

# 市職員の給与や職員数、サービスなどの状況をお知らせします

## 人事行政の運営等の状況

問い合わせ  
庶務グループ  
市役所3階  
(☎42-3212)

人事行政の運営等について「歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づきお知らせします。

人事行政とは、職員の任用、給与、勤務条件、服務、研修など職員に適用される基準や決まりごと全般をいいます。公表は、こうした人事行政の運営状況を市民の皆さんに明らかにすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の採用と退職の状況  
令和4年度の採用と退職者の状況は表1のとおりです。

② 職員数の状況  
本市では適正な組織規模を目指し、機構改革による組織の統廃合や指定管理者制度を活用した施設の管理運営等を進めることで、職員数を抑制するなど適正な定員管理に努めてきました。

新たな行政課題や変化に的確に対応できるように今後も計画的な定員

管理に努めます。

各部門別職員数の状況については表2のとおりです。

### 2 職員の給与の状況

① 人件費と職員給与費

人件費とは、職員に支給する給与のほか、共済費の事業主負担分や特別職の報酬などを含む広い範囲の費用をいいます(次ページ表3-1)。

人件費のうち、毎月支給される給料、扶養手当などの諸手当、民間企業の賞与に相当する期末・勤勉手当を合わせた職員給与費は次ページ表3-2のとおりです。

表1 職員の採用と退職状況(令和4年度分)

	採用	退職			計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	
人数	10人	4人	1人	3人	8人

表2 部門別職員数の状況(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議事	2 (2)	2 (2)	0 (0)
		総務	26 (26)	23 (23)	▲3 (▲3)
		税務	6 (-)	6 (-)	0 (-)
		商工	4 (4)	5 (5)	1 (1)
		土木	7 (7)	7 (7)	0 (0)
		民生	24 (15)	25 (16)	1 (1)
	衛生	5 (1)	6 (2)	1 (1)	
	一般行政部門計		74 (55)	74 (55)	0 (0)
	教育	9 (9)	10 (10)	1 (1)	
	消防	23 (-)	23 (-)	0 (-)	
普通会計部門計		106 (64)	107 (65)	1 (1)	
公営企業等会計部門	病院	24 (2)	26 (3)	2 (1)	
	下水道	1 (1)	1 (1)	0 (0)	
	その他	2 (2)	2 (2)	0 (0)	
	公営企業等会計部門計		27 (5)	29 (6)	2 (1)
総合計		133 (69)	136 (71)	3 (2)	

※ ( ) 内は、一般行政職の職員数(再任用職員を含む)です。

② 給料

職員の給料は、給料表によって決められています。給料表は、職種によって行政職や医療職に区分され、職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が定められています。

支給額は、この給料表の「級」と「号俸」の組み合わせで決まっており、最も多くの職員に適用されている行政職給料表は1級から6級まであり、一般行政職の級別職員数は表3-3のとおりとなっています。

また、一般行政職の平均年齢や平均給料月額及び平均給与月額との状況は表3-4、一般行政職の初任給は表3-5、一定年数を経過した時点での学歴別平均給料月額は表3-6のとおりです。

グラフ1は、本市職員の給与水準を類似団体平均並びに全国市平均と比較したものです。

ラスパイレス指数とは、職員の給与水準を比較するために用いられる指数で、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示します。

また、類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

表3-1 人件費の状況 (令和4年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和5年1月1日現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和3年度の 人件費率
2,790人	50億4,198万5千円	10億4,956万6千円	19.9%	22.0%

表3-2 職員給与費の状況 (令和4年度普通会計決算)

※職員手当には退職手当を含みません。

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
107人	3億6,449万円	7,062万2千円	1億3,735万3千円	5億7,246万5千円	535万円

表3-3 一般行政職の級別職員数の状況 ※再任用職員を除く

(各年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主査・主任	主査	主幹・室長	課長・局長 ・事務長	
職員数	令和3年	12人	11人	6人	11人	15人	10人
	令和4年	13人	13人	9人	5人	15人	11人

表3-4 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額との状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.3歳	291,482円	365,417円

表3-5 一般行政職の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	歌志内市	国
大学卒	185,200円	185,200円
短大卒	167,100円	167,100円
高校卒	154,600円	154,600円

グラフ1 ラスパイレス指数の状況

(令和4年4月1日現在)

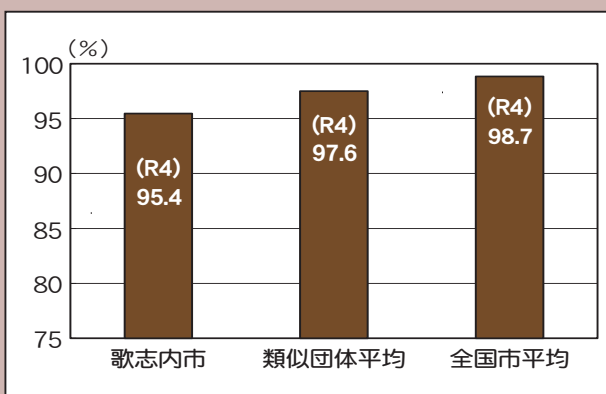


表3-6 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
大学卒	267,900円	312,700円	-
短大卒	-	-	-
高校卒	231,300円	-	293,400円

### ③職員手当

#### (1)期末・勤勉手当

期末・勤勉手当は、給料と扶養手当の合計額に表3-7の支給割合を乗じた額が支給されます。

なお、役職に応じて役職段階別加算措置が支給されます。

#### (2)退職手当

退職手当は、退職時の給料月額に、退職理由と勤続年数に応じて定めら

れた支給割合を乗じて算出します。

支給割合は、本市が加入している北海道市町村職員退職手当組合の条例で表3-8のとおり定められています。

#### (3)その他の手当

特殊勤務手当と時間外勤務手当の状況は表3-9、扶養手当など一定の要件を満たすことにより支給される手当は次ページ表3-10のとおり

りです（病院事業職員を除く）。

#### ④特別職の報酬など

特別職である市長等の給料、市議会議員の報酬月額などの状況は次ページ表3-11のとおりです。

### 3 職員の勤務時間 その他勤務条件の状況

職員の標準的な勤務時間と休日は表4のとおりです。休暇の種類には、

表3-7 期末・勤勉手当支給割合 (令和5年4月1日現在)

区分	歌志内市	国
支給割合	期末2.40月分・勤勉2.00月分	本市と同じ
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置（役職加算） 5~15%	同 左 5~20%

表3-8 退職手当支給割合等 (令和5年4月1日現在)

区分	歌志内市		国	
	自己都合	勸奨・定年		
勤続年数	20年	19.6695月分	24.586875月分	自己都合による退職及び勸奨・定年による退職とも本市と同じ
	25年	28.0395月分	33.27075月分	
	35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3~30%加算		同 左 3~45%加算	

※令和4年度の1人当たり平均支給額 1,589万2千円

表3-9 特殊勤務手当・時間外勤務手当の状況 (令和5年4月1日現在)

特殊勤務手当	支給実績（令和4年度決算）		116万5千円
	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		5万1千円
	職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		20.0%
	手当の種類（手当数）		4種類
	手当の名称	主な支給対象業務及び職員	支給単価
災害出動手当	消火活動等の業務に従事した消防職員	1回につき450円	
救急出場手当	救急業務に従事した消防職員	1回につき500円	
災害緊急援助等業務手当	国等の要請により本市以外の被災地に派遣され、災害応急対策業務に従事した消防職員	1日につき840円	
防疫等作業手当	感染症の患者または感染症の疑いのある者の救護・移送等に従事した職員	1日につき290円 (特例：3,000円または4,000円)	
時間外勤務手当	区分	令和3年度	令和4年度
	支給総額	2,084万7千円	2,013万7千円
	職員1人当たり平均支給年額	18万円	17万6千円

### 4 職員の分限 及び懲戒処分の状況

一定の事由により職責を果たすことができない職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分を分限処分、公務における規律と秩序の維持を目的に、職員に制裁として科する処分を懲戒処分といいます。令和4年度においては、分限処分、懲戒処分ともありませんでした。

### 5 職員の服務の状況

職員は、地方公務員法で「全体の

表4 勤務時間と休日等の状況 (令和5年4月1日現在)

始業	午前8時30分
終業	午後5時15分
休憩時間	正午~午後1時
週休日	土・日曜日
休日	祝日、年末年始（12月30日~1月4日）

表3-10 職員手当の状況 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度 (異なる内容)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶 養 手 当	配偶者や子など扶養親族を有する職員に、扶養親族の区分に応じて支給されます。		同 じ	184,601円
	配 偶 者	6,500円		
	子	1人につき10,000円		
	父 母 等	1人につき6,500円		
	特 定 加 算	16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算		
住 居 手 当	住宅を借り受け家賃を支払っている職員や、住宅を所有し居住する職員に、住居の区分に応じて支給されます。		借家は家賃が16,000円を超える場合に28,000円を限度に家賃に応じて支給 持ち家はなし	124,833円
	借 家	家賃が12,000円を超える場合に27,000円を限度に家賃に応じて支給		
	持 ち 家	5,000円の範囲内で支給 (市内に新築または購入後5年間は2,500円を加算)		
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上の職員に、交通手段の区分に応じて支給されます。		交通機関利用者は同じ。自家用車使用者は距離に応じ2,000円から24,500円の範囲内で支給	38,284円
	交 通 機 関 利 用 者	6か月定期券等の価格での一括支給を基本として、月当たり55,000円を限度に支給		
	自 家 用 車 使 用 者	通勤距離2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,200円を支給		
管 理 職 手 当	管理職員に対し、給料月額に役職に応じた支給率を乗じた額が支給されます。		官職に応じ、定額を支給	354,337円
	課 長 等	支給率9%		
	主 幹 等	支給率7%		
寒 冷 地 手 当	毎年11月から3月まで、その月の初日における職員の区分に応じて支給されます。		同 じ	93,145円
	世帯主で扶養親族のある職員	26,380円		
	世帯主で扶養親族のない職員	14,580円		
	上記以外の職員	10,340円		

表3-11 特別職給与等の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当の 支給割合
市 長	747,000円 (830,000円)	4.40月分
副 市 長	641,000円 (675,000円)	
教 育 長	589,000円 (620,000円)	
議 長	332,000円	4.40月分
副 議 長	295,000円	
議 員	270,000円	

※ ( ) 内は、削減措置前の支給月額です。  
 ※期末手当の役職による加算措置は廃止しています。

奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ」と、サービスの根本基準が義務づけられています。この基準に基づき、「職務命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」などの義務が課せられています。

市では、服務規律の遵守や交通事故防止などについて注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

表5 職員研修の実施状況（令和4年度）

研修区分	受講者数	研修の内容
研修所修	14人	税務事務、法令実務研修など
各種専門修	30人	専門知識及び技術の習得のための研修
職場内修	57人	公務員資質向上研修、新規採用職員研修など
特別研修	7人	接遇、若手仕事心得研修など

表6 健康診断の受診状況（令和4年度）

区分	対象者数	受診者数
総合健診（人間ドック）	94人	87人
定期健診	45人	41人

表7 職員互助会の状況（令和4年度）

共同互助会名	互助会に対する公費負担額（A）	互助会会員数（B）
北海道市町村職員福祉協会	33万8千円	129人

※会員1人当たり公費負担額 (A)÷(B) = 2,620円  
(共同互助会の事務費・人件費充当分含む)

## 6

### 職員の研修及び 勤務評価の状況

#### ①研修の状況

職員研修は、職員的能力向上や市全体の公務能率の維持増進を目的に、北海道や他の自治体と相互に連携を図りながら、効果的・効率的な研修の実施に努めています。

令和4年度の職員研修の状況は表5のとおりです。

#### ②勤務評価の状況

職員の昇給、人事異動などは、各任命権者が職員の能力や適性等を総合的に判断し実施しています。

## 7

### 職員の福祉及び 利益の保護の状況

#### ①健康診断の状況

職員の健康を確保するために実施している健康診断の受診状況は、表6のとおりです。

#### ②公務災害と通勤災害の状況

職員の公務中または通勤途中の災害は、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。

令和4年度は2件の公務災害がありました。

#### ③職員互助会の状況

職員の健康保持増進と保健思想の

## 8

### 公平委員会の報告

#### ①措置要求・不服申し立ての状況

職員は、給与や勤務時間その他の

普及などを行うため、共同互助会である北海道市町村職員福祉協会と連携し、各種事業を実施しています。職員互助会の状況は、表7のとおりです。

勤務条件に関し、公平委員会に対して適当な措置がとられるように要求することができます。

また、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。

令和4年度は、こうした措置要求や不服申し立てはありませんでした。